

和歌山県人権施策基本方針 改定案の要点

項目	頁	改定内容	改定理由
全項目共通		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「すべて」は「全て」と漢字表記 ■ “物”を「持つ」以外の「持つ」は「もつ」と平仮名表記 ■ 「一人ひとり」は「一人一人」と漢字表記 ■ 「身につける」は「身に付ける」と漢字表記 ■ 「さまざま」は「様々」と漢字表記 	和歌山県長期総合計画や教育振興基本計画といった県の他の計画において、左記の表記で統一しているため。

はじめに			
1 基本方針の趣旨	頁	改定内容	改定理由
基本方針の趣旨	1 91 97	<p>1 職場におけるハラスメントの括弧書きを削除する。その上で、用語の解説において、「ハラスメント」を削除し、「職場におけるハラスメント」を新たに設ける。</p> <p>また、「働く人の人権」に関する県民意識調査の結果を反映させる。</p>	ハラスメントについては「いじめ・嫌がらせ」に限らないため。また、「働く人の人権」に対する関心が高いため。
	1	<p>2 災害に係る文言について、避難所運営等で女性などへの配慮を欠いた事例が報告されているに修正する。</p>	前回の改定以降の災害においても、避難所運営等で人権に配慮に欠いた事例があるため。
2 人権をめぐる国内外の動向	頁	改定内容	改定理由
(1) 国際的動向	3	<p>3 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)を採択したことを追記する。</p>	前回の改定後の国際的動向を追記する。
(2) 国内の動向	4	<p>4 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことを追記する。</p>	前回の改定後の国内の動向を追記する。
	4	<p>5 主な人権関係法の施行等に係る表を削除する。</p>	資料編に人権関係年表(102頁～)が記載されているおり、また、どの法律が「主な人権関係法」に該当するか基準があいまいなため。
(3) 本県での取組	6	<p>6 「公益財団法人和歌山県人権啓発センター」の説明を修正する。</p>	「公益財団法人和歌山県人権啓発センター」について、現状の活動に即した表現に修正。

第3章 分野別施策の推進

第3章 分野別施策の推進			
1 環境と人権	頁	改定内容	改定理由
(1) 現状と課題	16	7 平成 27 年に国連で採択されたSDGs について追記する。また、地球温暖化対策に関して、「京都議定書」に代わる「パリ協定」の採択について追記する。	前回の本基本方針改定後の国際的動向を追記する。
	17		
(2) 基本的方向	17	8 良い環境で暮らすことは人間の基本的権利であることから、次世代への豊かな自然等を残し、持続可能な社会の構築に取り組む必要があることを記載する。 また、環境政策に関する条例について、現行の基本方針の「基本的な取組」から転記し、「和歌山県環境基本計画」について追記する。	新たに「基本的方向」を項目だてする。
2 情報と人権 プライバシーの保護	頁	改定内容	改定理由
(1) 現状と課題	18	9 情報産業の発達に伴いプライバシーの権利が主張された旨を削除の上、プライバシーの権利に係る自己情報コントロール権を追記する。 また、プライバシーの権利は国民一人一人に保障されるべき基本的人権の問題であることから、個人情報の保護についても、同様に認識することが重要と修正する。	プライバシー権は 19 世紀頃から主張されており、また、自己情報コントロール権については、個人情報保護条例にも内容が記載されているため
(3) 基本的な取組	19	11 「基本的方向」に基づく県内部における取組や事業者への取組について追記する。	「基本的方向」に基づく県の取組を追記する。

2 情報と人権 インターネット上の 人権侵害	頁	改定内容	改定理由
(2) 基本的方向	20	12 インターネット上の人権侵害に対して被害の拡大防止に迅速に対応するとともに、県民に対しても、利用の際のルールやマナーに関する正しい理解を深めるための教育・啓発に取り組むことを追記する。	新たに「基本的方向」を項目だてする。
(3) 基本的な取組	21	13 関係機関と連携し、インターネット上の差別的な書き込みに関するモニタリングについて追記する。	前回の本基本方針改定後に新たに実施している取組等を追記する。
3 災害と人権	頁	改定内容	改定理由
(2) 基本的方向	22	14 「和歌山県防災対策推進条例」の施行と災害時において人権の視点に立った防災対策の実施について、現行の基本方針の「基本的な取組」から転記する。	新たに「基本的方向」を項目だてする。
(3) 基本的な取組	22	15 「福祉避難所設置ガイドライン」及び「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」の作成について追記する。	前回の本基本方針改定後に新たに実施している取組を追記する。
4 女性の人権	頁	改定内容	改定理由
(2) 基本的方向	24	16 男女共同参画に関する条例及び計画を現行の基本方針の「現状と課題」から転記したうえで、現状の内容に修正する。	条例及び計画は、「基本的な取組」の指針となることから、「基本的方向」に転記する。
(3) 基本的な取組	27	17 「ウ 働く場と家庭における男女共同参画の推進」の①に、「女性活躍企業同盟」に係る取組を追記する。	前回の本基本方針改定後に新たに実施している取組を追記する。
5 子供の人権	頁	改定内容	改定理由
(1) 現状と課題	29	18 子供・子育て支援に係る計画を修正し、児童虐待に係る計画を削除する。	前回の本基本方針改定後の関係法の改正に伴い、記載箇所を整理したうえで、本県の計画及び関係法の改正内容を追記する。
	30	19 「和歌山県子ども虐待防止基本計画」について、冒頭の箇所から虐待に係る箇所に転記するとともに、令和元年6月に「児童福祉法」等が改正されたことについても追記する。	

5 子供の人権	頁	改定内容	改定理由
(1) 現状と課題	30	20 令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正されたことについて修正するとともに、「和歌山県子供の貧困対策推進計画」について追記する。	
	31	21 性的搾取への規制強化について、国の法律及び県条例の改正内容について追記する。	前回の本基本方針改定後の国及び県の取組を追記する。
(3) 基本的な取組	33 34	22 「ア 児童虐待などへの取組」の①に、児童虐待の発生予防に向けた県民意識の醸成を図るとともに、特に、体罰や暴言による「しつけ」は児童の成長に悪影響を及ぼすものであることを周知し、体罰によらない育児について啓発を行うこと、また、子育て家庭に対する相談・支援体制の充実及び各相談機関等の周知についても推進することを追記する。	児童虐待の発生防止と早期発見・早期対応について、前回の基本方針改定後の取組も踏まえて整理・追記する。
	34	23 「ア 児童虐待などへの取組」の②に、各関係機関に対して情報共有の徹底を働きかけるとともに、積極的な連携により、児童虐待の未然防止及び早期発見・対応に努めることを追記する。	児童虐待の発生防止と早期発見・早期対応について、前回の基本方針改定後の取組も踏まえて整理・追記する。
	34	24 「ア 児童虐待などへの取組」の③に、児童虐待の対応について市町村と適切な役割分担のもとの確に対応することを追記。	
	38	25 「オ 子供の健全な成長を促す環境づくりと子供の人権についての教育・啓発」の⑥に子供の貧困対策として、教育、生活、就労、経済的支援に取り組むとともに、子供の生活状況等を把握し、子供の貧困対策に関する各施策や支援制度の検証を行うことで、子供の貧困対策をより効果的に推進することを追記する。	前回の基本方針改定時に反映できなかった子供の貧困対策について追記する。
6 高齢者の人権	頁	改定内容	改定理由
(3) 基本的な取組	42	26 「キ 高齢者の生きがい対策の推進」の①に、ボランティアなどの社会参加活動を通して、生きがいや健康づくりを推進する活動を促進することを追記する。	前回の本基本方針改定後に新たに実施した取組を追記する。

7 障害のある人の人権		頁	改定内容	改定理由
(1) 現状と課題	43	27	障害者総合支援法が施行されたことに伴い、一定の難病の人が支援対象に加えられたことについて追記する。	本法律が施行されたことの記載がないため、改正内容と併せて追記する。
(2) 基本的方向	44	28	障害者施策の基本方針に係る計画等について、「現状と課題」から転記したうえで、現状の内容に修正する。	障害施策の方針については、「基本的方向」で記載されているため。
	45			
	46	29	「障害者差別解消法」に基づく取組や「障害を理由とする差別の解消を推進するための和歌山県職員対応要領」の策定、各市町村における対応要領に基づく取組を促すことについて追記する。	前回の本基本方針改定後に新たに実施している取組を追記する。
(3) 基本的な取組	47	30	「和歌山県手話言語条例」に基づき、手話の普及や手話を使用しやすい環境の整備を推進するとともに、県民の理解を深めるため、必要な措置を講じることを追記する。	前回の本基本方針改定後に新たに実施している取組を追記する。
	47	31	「ア 障害に対する理解の促進」の①に、障害に対する理解の促進に係る取組の修正及び「あいサポート運動」を追記する。	前回の本基本方針改定後に新たに実施した取組を追記する。
	48	32	「ウ 就労支援」の①に、県職員採用に係る障害者雇用の方針を追記する。	県職員採用にかかる障害者雇用の方針の記載がないため追記する。
	51	33	「カ 社会参加の環境づくり」の②に、身体障害者補助犬に係る取組を追記する。	視覚・聴覚・身体に障害のある人の社会参加の環境づくりに係る取組について追記する。
51	34	「カ 社会参加の環境づくり」の④に、手話に係る取組を追記する。		
8 同和問題(部落差別)		頁	改定内容	改定理由
(1) 現状と課題	53	35	「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定された経緯について追記する。	前回の本基本方針改定後の国の動向を追記する。
(2) 基本的方向	54	36	「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえた相談体制の充実とインターネット上の人権侵害の防止について追記	相談事業についてはこれまで取り組んでいたが、左記法律で相談体制の充実が規定されたことに伴い追記する。また、左記法律が施行されたことに伴い、新たに実施している取組を追記する。
(3) 基本的な取組	55	37	「イ 相談体制の充実」を追記する。	
	56	38	「カ 差別事象への対応と差別による被害者の救済」の②に、インターネット上の差別的な情報のモニタリング及び被害の拡大防止の取組について追記する。	

9 外国人の人権	頁	改定内容	改定理由
(1) 現状と課題	57	39「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の施行について追記する。	前回の本基本方針改定後の国の動向を追記する。
10 感染症（ハンセン病、HIV等）・難病患者等の人権	頁	改定内容	改定理由
(3) 基本的な取組	64 65	40「ウ 相談・支援体制の整備」の③において、「保健所の保健師を中心に」と修正するとともに、「家庭訪問」を追記する。	難病患者から支援の申請を受けて初めて対応するのが、保健所の保健師であり、また、申請があった場合、必ず保健師により初回訪問が実施されるため。
11 犯罪被害者等の人権	頁	改定内容	改定理由
(1) 現状と課題	66	41日本が欧米に比べ、犯罪被害者等の施策が遅れている旨を削除する。	現状に即して文言を削除する。
(2) 基本的方向	67	42「和歌山県犯罪被害者等支援条例」制定及び本条例に基づく施策の推進について追記したうえで修正する。	前回の本基本方針改定後に制定した左記条例に基づきを追記・修正する。
(3) 基本的な取組	68	43「和歌山県犯罪被害者等支援条例」制定に伴い、新たな取り組みを追記する。	
12 自殺	頁	改定内容	改定理由
(1) 現状と課題	69	44 現行の基本方針における記載内容の一部を「現状と課題」として構成変更したうえで、自殺者数の推移について追記する。	新たに「現状と課題」を項目だてする。
(2) 基本的方向	69 70	45 現行の基本方針における記載内容の一部を「基本的方向」として構成変更したうえで、和歌山県自殺対策計画の策定と和歌山県自殺対策推進センターについて修正する。	新たに「基本的方向」を項目だてする。
(3) 基本的な取組	70 71	46 和歌山県自殺対策計画に基づく取組を追記する。	新たに「基本的な取組」を項目だてする。

13 ひきこもり	頁	改定内容	改定理由
分野別の名称	71	47 「社会的ひきこもり」を「ひきこもり」に修正する。	本県では、「ひきこもり」全般に対して取り組んでいるため。
(1) 現状と課題	72	48 現行の基本方針における記載内容の一部を「現状と課題」として構成変更したうえで、一部修正する。	新たに「現状と課題」を項目だてする。
(2) 基本的方向	72	49 ひきこもりに係る正しい理解の啓発や相談をとおして、回復にむけた支援を推進することを追記する。	新たに「基本的方向」を項目だてする。
(3) 基本的な取組	72	50 現行の基本方針における記載内容の一部を「基本的な取組」として構成変更したうえで、「ひきこもり」者社会参加支援センターについて削除する。	新たに「基本的な取組」を項目だてするとともに、現状に即して文言を削除する。
14 刑事手続きに関わりをもった人	頁	改定内容	改定理由
(1) 現状と課題	72 73	51 現行の基本方針における「被疑者・被告人・受刑者」と「刑を終えて出所した人」の記載内容の一部を「現状と課題」として構成変更し、一体的に記載する。	新たに「現状と課題」を項目だてする。
(2) 基本的方向	73	52 刑を終えて出所した人が再犯を防止し、犯罪や非行のない明るい社会づくりを支援する取組を進めることを追記する。	新たに「基本的方向」を項目だてする。
(3) 基本的な取組	73 74	53 現行の基本方針における記載内容の一部を「基本的な取組」として構成変更したうえで、社会を明るくする運動を追記する。	新たに「基本的な取組」を項目だてする。
15 ホームレス	頁	改定内容	改定理由
(1) 現状と課題	74	54 現行の基本方針における記載内容の一部を「現状と課題」として構成変更する。	新たに「現状と課題」を項目だてする。
(2) 基本的方向	74	55 現行の基本方針における記載内容の一部を「基本的方向」として構成変更したうえで、必要な施策を推進することを追記する。	新たに「基本的方向」を項目だてする。
(3) 基本的な取組	74 75	56 誰もが、健康で文化的な生活を送ることができる社会を実現するため、ホームレスの自立相談支援等に取り組むことを追記する。	新たに「基本的な取組」を項目だてする。

16 LGBT や性同一性障害のある人等の人権	頁	改定内容	改定理由
分野別の名称	75	57 「性同一性障害者等」を「LGBT や性同一性障害のある人等の人権」に修正する。	性的指向を踏まえた名称に変更する。
(1) 現状と課題	75	58 分野別の名称を変更したことに伴い、構成及び内容を一部修正する。	新たに「現状と課題」を項目だてする。
(2) 基本的方向	76	59 多様な性の在り方についての県民の正しい理解を深め、誰もが自分らしく生きていける社会を実現するための取組を推進することを追記する。	新たに「基本的方向」を項目だてする。
(3) 基本的な取組	76	60 「ア 啓発活動の推進」として、多様な性の在り方への理解等が深まるよう啓発活動の推進に努めることを追記する。 「イ 相談体制の充実」として、相談に応じるだけでなく、情報提供などの総合的な支援を行うことを追記する。	新たに「基本的な取組」を項目だてする。
17 働く人の人権	頁	改定内容	改定理由
(1) 現状と課題	76 77	61 職場におけるハラスメントや長時間労働、性別等による不当な扱い等が問題になっている中、国においては、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正により、職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止措置が義務づけられたこと、また令和元年5月に「労働施策総合推進法」等の改正により、職場におけるパワー・ハラスメントについても同様に防止措置が義務づけられたほか、ハラスメント対策が強化されたことを記載する。さらに、国における働き方改革に係る措置についても記載する。	新たに「現状と課題」を項目だてする。
(2) 基本的方向	77	62 「和歌山県人権尊重の社会づくり協定」など、人権尊重への取組を協働して進めていくことや安心して働くことのできる職場環境づくりに加え、性別等を理由とした不当な扱いの防止と、誰もがその能力を十分に発揮でき、全ての働く人の人権が尊重される社会の実現に対する支援を促進することを記載する。	新たに「基本的方向」を項目だてする。

17 働く人の人権	頁	改定内容	改定理由
(3) 基本的な取組	77 78	<p>63 「ア 研修・啓発の推進」として企業等の自主的・主体的な人権尊重の活動を支援することを記載する。</p> <p>「イ 公正な採用と雇用の促進」として就職の機会均等が図られるよう啓発に取り組むとともに、高齢者等に対する就労支援施策を推進することを記載する。</p> <p>「ウ 働きやすい職場環境の推進」として、相談窓口の設置等により、個性や能力を發揮できる社会の実現に向けて取り組むことや、「わかやま結婚・子育て応援企業同盟」、「女性活躍企業同盟」について記載する。</p>	新たに「基本的な取組」を項目だてする。
18 その他の人権課題（患者の人権、アイヌの人々の人権や北朝鮮当局による拉致問題等）	頁	改定内容	改定理由
分野別の名称	78	64 分野別名称を「その他の人権課題（患者の人権、アイヌの人々の人権や北朝鮮当局による拉致問題等）」と修正する。	分野別施策における1～17以外にも人権課題があることを分かりやすくするため。

(参考：第1章～第4章の改定に伴う用語の解説及び人権関係年表の改定内容)

用語の解説	頁	改定内容	記載内容
あいサポート運動	81	新設	様々な障害の特性や必要な配慮等を理解して、障害のある人が困っている場面でちょっとした手助けや配慮などを実践することで、障害のある人が暮らしやすい社会をつくっていくことを目的とした運動で、平成21年(2009年)に鳥取県で始まりました。和歌山県では、平成28年(2016年)8月に鳥取県と協定を締結し、あいサポート運動に取り組んでいます。
SDGs	83	新設	持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。
LGBT	84	新設	レズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、バイセクシャル(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)の頭文字をとって組み合わせた言葉です。 レズビアンは女性の同性愛者、ゲイは男性の同性愛者、バイセクシャルは両性愛者、トランスジェンダーは身体の性と心の性が一致しないことで違和感をもつ人をいいます。
学校裏サイト	84	削除	本文中で当該文言を削除したため、用語の解説も削除する。
合理的配慮	86	追記	障害者差別解消法では、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないとき、合理的配慮の提供が行政機関等では義務、民間事業者では努力義務となっています。
子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)	87	削除	代わりに「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)」(P99)を新設するが、内容に変更なし。
災害時要援護者	87	削除	代わりに「要配慮者」(P99)を新設する。
社会を明るくする運動	89	新設	全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動です。
障害者虐待	89	削除	本文中で「障害者虐待」を削除したことに伴い、「障害のある人に対する虐待」を新設する。解説の内容については、変更していない。
障害のある人に対する虐待	90	新設	

用語の解説	頁	改定内容	記載内容
職場におけるハラスメント	91	新設	職場におけるハラスメントには、①同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させるパワー・ハラスメント、②職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されるセクシュアル・ハラスメント、③職場において行われる上司・同僚からの言動により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害される妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントなどがあります。
身体障害者補助犬	92	新設	視覚障害者の安全で快適な歩行をサポートする盲導犬、肢体不自由者の日常の生活動作をサポートする介助犬、聴覚障害者に生活の中の必要な音を知らせ、音源へ誘導する聴導犬の三種の犬のことをいい、身体障害者補助犬法に基づき必要な訓練を受けています。それぞれの仕事内容は異なりますが、障害者の自立と社会参加をするための大切なパートナーです。不特定多数の人が利用する施設等では、身体障害者補助犬の同伴を受け入れる義務があります。
性同一性障害	93	削除	本文中で「性同一性障害」について記載することに伴い削除。
ハラスメント	97	削除	代わりに「職場におけるハラスメント」(P91)を新設する。
ひきこもり	98	修正	「社会的ひきこもり」に関する記載を一部修正する。
「ひきこもり」者社会参加支援センター	98	削除	本文中で当該文言を削除したため、用語の解説も削除する。
要配慮者	100	新設	平成25年度に改正された災害対策基本法の中で、高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方については「要配慮者」、そのうち災害発生時の避難等に特に支援を要する方については「避難行動要支援者」と定められ、市町村は「避難行動要支援者」名簿を作成することが義務づけられています。
要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）	100	新設	代わりに「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」を削除するが、内容に変更なし。
人権関係年表	103 ～ 116	新設	前回の本基本方針改定後の国際的動向等の動向を追記する。